

「手話に関する施策の推進に関する法律」と東京2025デフリンピック

手話に関する施策の推進に関する法律

「手話に関する施策の推進に関する法律」が、令和7年6月25日に公布され、同日施行されました。この法律では、手話を使用する方にとって日常生活や社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとしています。この法をめぐっては、2006年に国連障害者権利条約に手話は言語であると定義され、2011年障害者基本法に手話が言語であると明記されました。これに続いて、初めてとなる手話言語条例が2013年に鳥取県で制定され、現在では約600自治体で条例が成立しています。そのような中、手話施策推進法は議員立法として成立しました。手話に関する施策を総合的に推進するにあたり、次の三つの基本理念が定められています。

- 1 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること
- 2 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること
- 3 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること

東京2025デフリンピック

この法律が施行された我が国で、11月15日から26日までの12日間「東京2025デフリンピック」が開催されます。デフリンピックとは、「デフ」+「オリンピック」で、デフ(Deaf)とは、英語で「耳がきこえない」という意味です。デフリンピックは国際的な「きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック」です。聴覚に障がいのあるアスリートが世界の舞台上で技と情熱を競い合う国際的なスポーツ大会です。

聴覚に障がいのある人も、音の有無にかかわらず、己の力で高い競技力を発揮できることを示す場として長い歴史を重ねてきました。第1回の大会は、1924年に、フランスのパリで開催されました。我が国では初めての開催です。東京大会は第1回大会から数えて、100周年の記念となる大会になります。オリンピックと同様、4年に1度、夏と冬にそれぞれ開かれます。ルールはオリンピックとほぼ同じですが、聴覚に障がいのある人のために様々な工夫がなされています。

この大会での各競技の熱量と選手たちの人間力は、観る人の心を揺さぶり、誰もが「自分の力で未来を切り拓いていこうとする」勇気を与えてくれます。デフリンピックを理解することは、きこえ方の違いを理由に人を分け隔てるのではなく、それを多様性にとらえる視点を育てます。また全ての市民の皆様が、情報を受け取りやすく、意思決定に参加しやすい環境づくりにつながるものです。デフリンピックは、「誰もが尊厳を持って参加し、才能を開花させ、互いに支え合う社会」の理想を私たちの暮らしの中に引き寄せる鏡です。私たち一人ひとりが、正しい情報を得て理解しようとする姿勢と、常に相手の立場を尊重する姿勢を持つことが、誰もが活躍できる社会を作る第一歩といえるでしょう

TOKYO 2025
DEAFlympics



公民館だより

2025年
12月号
令和7年

よしい

吉井地区10月末人口 前月比		
男	1,098人	(±0人)
女	1,143人	(-3人)
計	2,241人	(-3人)
世帯数	1,078戸	(±0戸)

発行 ▶ 西条市吉井公民館
〒799-1363 西条市玉之江235-2
TEL・FAX: (0898) 64-3001 / E-mail: yoshii-k@saijo-city.jp

WEB サイト ▶ <https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/syakaikyoku/yosii-index.html>



令和7年度 吉井地区作品展を開催しました

11/10(月)～11/14(金)、令和7年度吉井地区作品展を開催しました。公民館で活動しているサークルの日々の成果や地域の方の作品が所狭しと並びました。力作の数々に、「すごいね」「きれいだね」という声がたくさんあがっていました。公民館に足を運んでくださった方々、作品展示の準備や片付けをしてくださった方々、ありがとうございました。



絵手紙サークル



吉井防災士会



石田短歌会

吉井小学校人権標語



ひだまり



着物リメイク



東予南こども園

こども園から歩いて作品を届けてくれました。



個人作品



吉井フォトクラブ

◆ 吉井小学校2年生 町たんけん ◆

10月23日(木)、吉井小学校2年生が町探検の授業で来館。
調理室に並んだたくさんの鍋にびっくりしたり、今では少し
めずらしいブラウン管テレビを不思議そうに見る様子が
印象的でした。小さい探検家たちは、熱心に公民館を見学して、
たくさん質問をしてくれました。
短い時間でしたが、公民館に興味をもってけると嬉しいです。

★1階 廊下



★1階 調理実習室



★1階 事務室



★2階 集会室



★一生懸命メモをとっていました

◆ 午の革細工教室 ◆

10/28(火)、浅山美恵先生をお招きし、
今年度も革細工教室を開催しました。
それぞれ表情の違うかわいい
午のキーホルダーが完成しました。



◆ 人権ポスター ◆

11/13(木)、東予東中学校の
2年生が人権ポスターを貼りに
公民館に来てくれました。
ポスターに込めたメッセージや
人権に対する想いをはきはきと
発表してくれました。
12月中旬まで公民館入口の
扉に掲示予定ですので、
お立ち寄りの際はぜひご覧ください。



ひまわりが咲きました

種を蒔いて2か月が経ち、ひまわりの花が満開に
なりました。太陽に向かって力強く伸びていました。



10/24 撮影

お礼

次の方からご厚志を頂きました。お礼を申し上げますと
ともに、故人へのご冥福をお祈りいたします。

廣田卓史様 (故 廣田計邑様ご遺族)
河上公位様 (故 廣田文子様ご遺族)
黒川 正様 (故 黒川歌子様ご遺族)
相原サツキ様(故 相原一義様ご遺族)

石田ふれあいクラブ

令和8年西条市二十歳の集い(旧成人式)について

令和8年西条市二十歳の集いが下記のとおり開催されます。
地域別の2会場開催となりますのでご注意ください。

【日 時】 令和8年1月11日(日)
＜ 受 付 ＞ 14時00分～
＜ 式 典 ＞ 14時30分～

【場 所】 丹原文化会館
(西条市丹原町田野上方2131番地1)

【対象者】 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方

※市内に住民票がある方には12月中旬に案内状を送付します。
※進学・就職等で市内に住民票がない方も西条市の二十歳の集いに
出席できますので、希望される方は以下に御連絡ください
※西条地域の方は総合文化会館(式典:10時30分～)での開催と
なっております。

【問合せ・連絡先】 西条市教育委員会事務局 社会教育課 社会教育係
電話:0897-52-1254(係直通)

○ ごみ袋について ○

旧指定ごみ袋の使用期限は令和7年12月30日までです。
令和8年からはご使用になれませんのでご注意ください。
指定ごみ袋の取扱店など詳しくは西条市ホームページをご覧ください。

～ 12月 行事予定 ～

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 びん・スプレー缶	4 風づくり教室	5	6 休館 カワセミ号 13:40～14:10
7 休館	8	9 しめ縄づくり	10 古紙	11 吉井カフェ 13:30～15:00	12	13 休館
14 休館 とうとうさん竹取り	15	16	17	18	19	20 休館 カワセミ号 13:40～14:10
21 休館	22	23	24	25	26	27 休館
28 休館	29 休館	30 休館	31 休館	●開館日 ➡ 毎週月～金曜日 9:00～17:00 ●休館日 ➡ 毎週土・日曜日、祝日、年末年始		

石田短歌会

鉢植えのピーマン一本暑き日をしげりしげりてさわに実のつく
リサイクル老いたクラブで故紙回収地域に貢献クラブに還元
なつかしむ母の作りし「はったい粉」匂い香しお匙は木の葉
往き来する村の小径の傍に秋の七草桔梗も咲き継ぐ
ふすま開け子のお稽古の点前見るこの楽しみのため我ここにあり

山内喜久子
山内美佐子
森 田 薫
徳 永 吉 則
相原サツキ